

令和7年度浜田市立浜田東中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本意識に立ち、本校の生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない学校を創るために「浜田東中学校いじめ防止基本方針」の策定を行う。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 生徒、職員の人権感覚を高める。
- 生徒と生徒、生徒と職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

本校「学校教育目標」

～自らの意思で行動し、互いに考えを伝え合い、高め合う生徒の育成～

学校づくりのスローガン(全校で目指す学校のすがた)

「だれもが毎日楽しく登校できる学校を自分たちで創っていこう」

「めざす生徒像」(校訓)

- 友愛 「互いを尊敬し合い、協力して生活する生徒」
- ◎自主 「自ら学び、共に考え、主体的に行動する生徒」
- ◎剛健 「目標を意識し、日々の課題に粘り強く取り組む生徒」
- 情操 「豊かな感性をもち、自他の気持ちを重ねて感じようとする生徒」
- ◎奉仕 「感謝の心をもち、社会の役に立とうとする生徒」

1 「いじめ」の定義(いじめ防止対策推進法第2条第1項を参考に)

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に従い、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ 金品をたかられる。
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑥ 嫌なことや、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑧ その他

2 いじめ未然防止のための取り組み

○生徒に対して

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感を育てる。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見た

ら、まわりの大人や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。

○職員として

- ・生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるような授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもっていることを、様々な活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聴く。
- ・問題を抱え込まないで、学年部での共有や管理職への報告など組織で対応を行う。

○学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という風土をつくる。
- ・学期に1回のいじめに関するアンケート調査やQ-U検査の結果から生徒の様子の変化などを職員全体で共有し、集団への指導を工夫する。
- ・教職員のいじめ問題等に関する認識を深めるため、生徒を取り巻く状況や課題について情報を共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について職員の理解を深め、いじめへの対応力を身につける。
- ・学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・「いじめは絶対に許さない」という取り組みを生徒会で行う。
- ・いじめの相談につながる相談窓口について周知を徹底する。
- ・学校と地域、家庭が連携・協働する体制を構築し、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

○保護者・地域に対して

- ・生徒が発する変化のサインに気付いたら、担任をはじめ、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、様々な場面で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 早期発見・早期対応の在り方

- ・生徒の様子を、担任をはじめ、多くの職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、職員は積極的に声をかけ、生徒に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活の悩みの把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめの訴え（生徒や保護者からの）には、親身になって聴き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた職員は、管理職へ報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有するようにする。
- ・職員が気付いたり生徒や保護者からの相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4 教育相談体制・生徒指導体制の確立

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成の基本単位は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学年主任とする。必要に応じて、外部機関と連携しメンバーを定める。
- ・いじめ、体罰、ハラスメントの相談窓口を設置し、保護者、生徒に周知する。
- ・生徒指導推進委員会、生徒支援推進委員会（月1回程度）、必要に応じてケース会議を行う。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを協議する。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等について協議して行う。

5 職員の資質向上に資する校内研修の充実

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

6 関係機関との連携

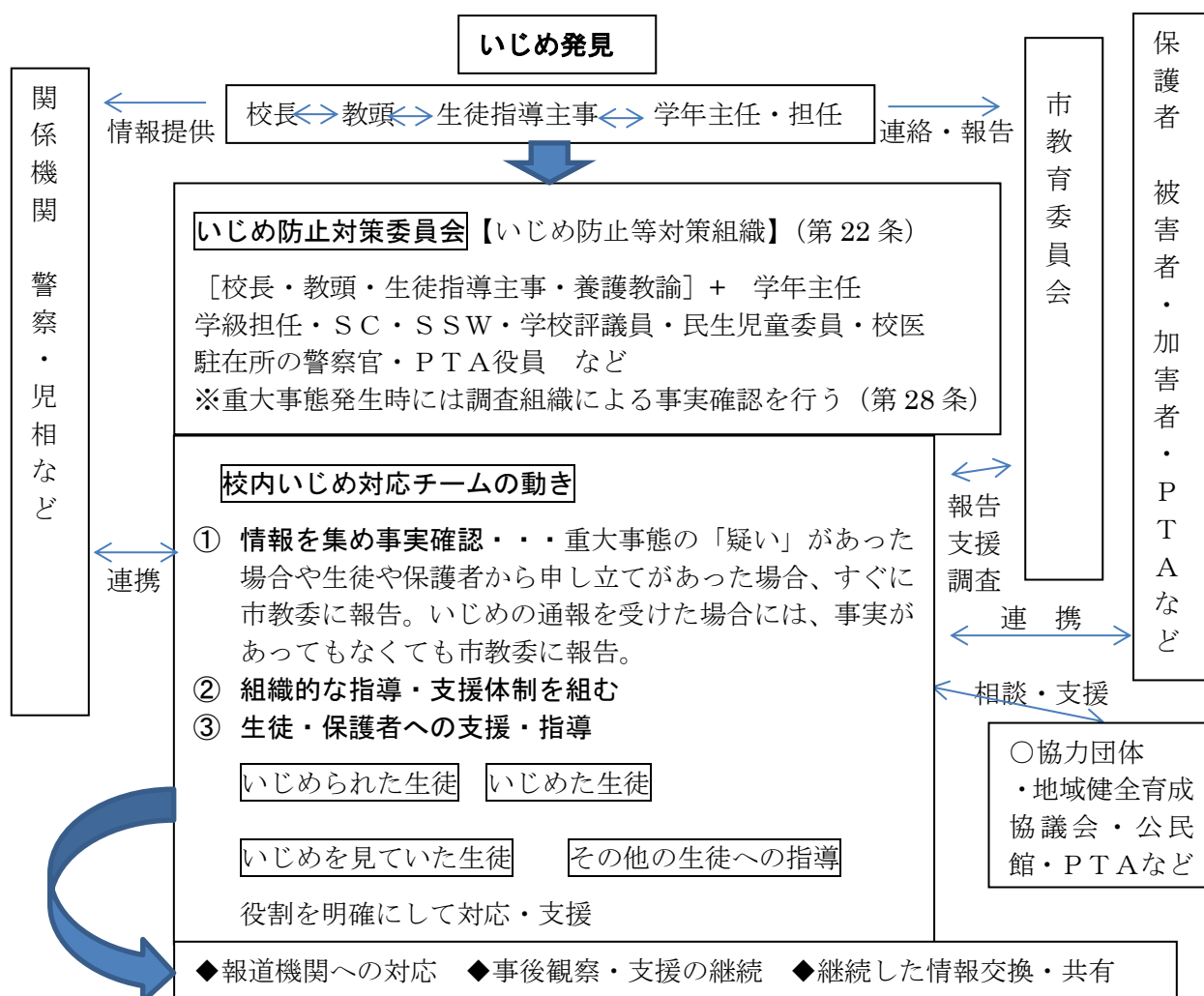
いじめの防止等に向けた対策を推進するために、「いじめ防止対策委員会」等を開催し、学校と関係機関及び団体等との連携を密にする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

7 年間の取り組み計画

月	内 容	備 考
4 月	学校基本方針の確認	いじめ、体罰、ハラスメント相談窓口のお知らせ文書配付
5 月	生徒総会 いじめ防止対策委員会（1） 教育相談	
6 月	学校評議員会 教育相談 縦割りの生徒集会での仲間づくり	
7 月	学級弁論大会 校内弁論大会 期末面談	アンケート実施 アンケートQ U（1回目）
8 月	校内研修会	
9 月		
10 月	教育相談	
11 月	教育相談	アンケートQ U（2回目）
12 月	人権集会の取り組み 期末面談 生徒総会	アンケート実施
1 月	いじめ防止対策委員会（2） 生徒総会	
2 月	教育相談 入学説明会 学校評議員会	アンケート実施
3 月	取り組み評価アンケート	

8 いじめ対応の手順



9 重大事態について

(1) 重大事態の定義(いじめ防止対策推進法第28条第1項を参考に)

- いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 重大事態への取り組み

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を基本単位にした調査組織を設置し、教育委員会指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒の保護者に調査の状況及び結果を随時、報告する。

10 いじめ防止基本方針の評価と見直し

- ・年度毎の取り組みについて、生徒・保護者からのアンケート調査、職員の評価を行い、その結果を公表する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、評価結果に基づき次年度の改善点の確認と「浜田東中学校いじめ防止基本方針」の内容の見直しを行う。